

F S C 中核的労働要求事項に関する方針声明

当社はF S C®C O C規格で示される中核的労働要求事項を尊重し、森林認証に係わる労働者の人権を擁護するために以下の通り方針を表明します。

1. 児童労働の禁止

当社は、最低就業年齢に満たない児童に労働をさせません。18歳未満の若年従業員を夜勤や残業など、健康が損なわれる可能性のある危険業務に従事させません。

2. 強制労働の禁止

当社は、いかなる就業形態において、強制、拘束、非人道的な労働などの強制労働を排除します。また、従業員の雇用を自ら終了する権利を尊重し、不当な労働を強制しません。

3. 職業と雇用における差別の撤廃

当社は、基本的人権を尊重し、国籍・人種・出身地・性別・宗教・疾病・障がいによる差別、ハラスメント等、人権を無視する行為を行いません。

4. 結社の自由および団体交渉権の尊重

当社は、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての結社の自由および団体交渉権を尊重します。

2022年10月1日
株式会社藤本商會本店
代表取締役社長 藤本孝宏